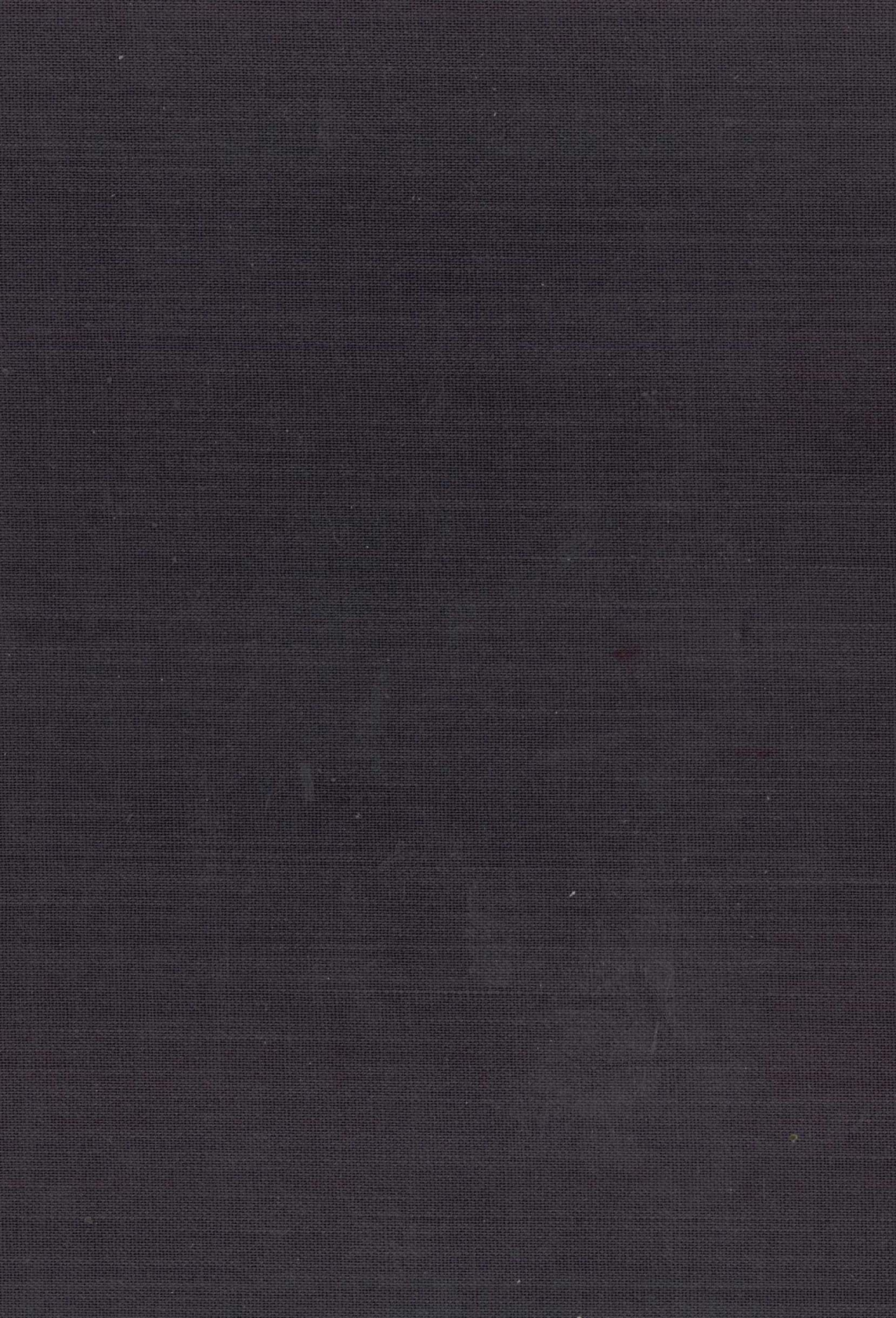




北九州大学教授
経済学博士 山本政一 著

企業形態論序説
(改訂版)

千倉書房

著者略歴

昭和三年二月 佐賀県に生まる
九州大学大学院経済学
研究科経営学専攻博士課程終了

昭和三十三年 経済学博士（九州大学）

現在 佐賀大学、東京経済大学を経て、北九州大学商学部教授（企業形態論・公企業論）

著

書

英国国有化企業経営論（千倉書房・昭和三十九年）、現代資本主義論（共著東出版・昭和四十二年）、国有化企業経営論（千倉書房・昭和四十三年）、公企業批判（ミネルヴァ書房・昭和四十四年）、中小企業と労務管理（千倉書房・昭和五十一年）

昭和四十六年八月二十日 初版
昭和四十七年七月一日 再版
昭和四十九年四月二十日 三版
昭和五十一年四月十日 四版
昭和五十一年八月二十日 五版
昭和五十三年四月二十日 六版

検印
省略

『企業形態論序説（改訂版）』

北九州市小倉南区山手三ノ三四八
著者◎ 山本政一

東京都中央区京橋二丁目四十二
発行者 千倉悦子

東京都文京区水道二丁目四十二
印刷者（株）殖産堂

〒104 東京都中央区京橋二丁目四番一二号

京橋第一生命ビル

発行所 千倉書房

電話 ○三（二七三）三九三二（代）
振替・東京 二一九七八

改訂にあたって

再版に際して若干の改訂を加えることとしたが、改訂としては、初版におけるいくつかの誤植の訂正と字句の修正を行ない、ことに第十一章「資本自由化と日本の企業」については、ドルショック、大幅な円切上げなど、わが国の企業を取り巻く事情の変化に伴って、資料をできるだけ新しくし、相当な加筆と訂正を加えることによって内容の充実をはかった。

当初の予定では、最近とみに世上で注目されつつある多国籍企業の問題について論及するつもりであったが、多国籍企業に関しては今日、あるいは国際企業、超国籍企業、超国家企業そして世界企業など、いろいろな名称が用いられており、多国籍企業をめぐるもっと明確な概念規定の必要が望まれるわけで、この問題についてはさらに克明な検討を行なった上で別の機会に、これをまとめて収録することとした。

ただし、世界の多国籍企業最大二〇〇社のうち四分の三はアメリカ本国に親会社をもつアメリカ系資本であり、しかもこの巨大なアメリカ多国籍企業は一九七〇年末までに七八〇億ドルもの海外直接投資額を有し、その上四〇パーセントの現地調達率があるといわれている。このようなアメリカ資本を先頭とする多国籍企業の活躍は目覚ましいものがあり、海外での生産高は実に、三、〇〇〇～三、五〇〇億ドルに達するものと推計される。いま、大幅な円切上げと資本自由化の拡大する中でわが国企業の大膽な多国籍企業化への動きが生じていることに

われわれは注意しておかねばならない。多国籍企業の進出は、基本的には、世界的な資本自由化の推進に伴うものであり、資本の輸出の展開過程において生じたところの、いいかえると、資本の論理の当然の帰結であるということができる。

なお、この機会に本書の初版に寄せられた学界諸賢の支持と好意ある批評に対して改めて深い感謝の意を表しておきたい。

また、本書の再版を快諾された千倉書房副社長千倉 孝氏そして面倒な校正をお引受け頂いた編集部長秋本景介氏ならびに鈴木敏也氏に対して心から感謝の意を表するものである。

一九七二年五月一日

著 者

序

企業形態は基本的に、われわれがこれを資本の結合様式としてとらえるかぎり、問題は、従来までの企業形態論において、しばしばみられたように、単なる企業の外面的・形式的ないし制度的考察にのみとどまるものではなく、問題をさらに掘下げて、そこに経営経済学的検討を加えることによって、企業の内面的・本質的側面を吟味し、企業資本の結合過程そして発展段階における企業資本の集中・支配の過程を明らかにしなければならないものと考えられる。いいかえると、企業形態の展開を今日の発達した資本主義社会における資本の変貌過程と関連づけることによって、いわば、独占期における企業の集中・支配形態を分析し、資本主義企業の本質論の研究にまで及ぶ必要性があるであろう。

けだし、資本主義社会では労使の対立関係がその根底に存在し、労使の力関係によって国家権力の性格が決定づけられるが、独占期においては企業（資本）はもはや、政府（国家）との融合関係を生み出すことなくして、存在することはありえない。企業と政府の融合は実は、現代資本主義の基本的特質の一つとして、企業に対する国家の干渉（助長・制限を含む）、すなわち「国家資本主義」的発展の傾向をますます強めるものとなる。

ところで、株式会社（資本主義企業の典型）の発生においてすでに、そうであるように、資本主義社会においては、企業社会化の問題が生じており、資本の論理の展開過程において、株式会社は、いわば、所有の社会化現象

を呈するに至り、所有の社会化は必然的に、支配の社会化をもたらすものとなるに至ることは否定できない。そしてさらに、企業社会化形態としての株式会社（私企業）のほかに、国有国营企業および地方公営企業という、いわば、公企業（官公営事業）が企業社会化の発展形態として、続々と登場しているという事実の中に、個別資本運動の一つの方向を知ることができる。個別資本運動の中に含まれる矛盾を契機として、公企業が生じていることにわれわれは一層、注意しておかねばならないであろう。

本書は主として、以上のような問題意識を背景としながら、個別資本説の立場から企業資本の結合様式をめぐって、資本主義企業の発展過程を論じ、ひいてはカルテル、トラスト、コンツェルンさらにはコングロマリットなど、企業の集中・支配を通ずる現代企業の特質を探ろうとしたものである。

本書の構成は十一編の論文から成り立ち、「第一章 序論」、「第二章 企業資本の発展過程」においては、企業資本の結合関係を通じて個別企業の発展過程を論じ、「第三章 株式と社債」では、株式会社維持の根幹ともいうべき株式制度をめぐって、その内容を分析し、さらに株式に次いで株式会社の資本調達における重要な要素となる社債の問題に言及する。「第四章 所有と経営の分離」では、有限責任制、証券制度とともに株式会社の基本的特質の一つと目される所有（出資）と経営の分離現象に注目して、株式会社における所有と経営の分離、したがってまた、株式所有の分散の高度化がすすむにつれて実は、そこには少数大株主による所有者支配が強まることを明らかにし、つづいて経営者支配論および経営者革命論を批判する。「第五章 企業集中」においては、株式会社機構を拠点とする企業資本の集中・支配過程を論じ、独占期におけるカルテル、トラスト、コンツェル

ンなどの独占形態がどのようにして、集中・支配をすすめるかを克明に分析し、究極的には、企業と政府ないし経済と政治、実は、独占と国家の融合関係を究明する。「第六章 企業集団」では、ことに戦後日本の企業集団の特徴を明らかにし、かつての「独禁法」および「集排法」によって一応解体されたかにみえた日本の旧財閥の急速な復活過程を論じ、さらにアメリカ産業社会で一九五〇年代以降登場して、疾風のごとく合併旋風を巻き起した新しい企業集団形態コングロマリットのわが国産業社会（開放経済下）に及ぼす影響、さらにまた、合併会社の問題を吟味する。「第七章 中小企業」では、二重構造をめぐるわが国中小企業の特徴を論じ、中小企業の近代化に関する幾つかの問題提起を行ない、「第八章 公企業」、「第九章 地方公営企業」においては、公企業における公共性と企業性という内在的矛盾性を鋭く突き、資本主義公企業の限界と意義を明らかにする。「第十章 協同組合」では、協同組合活動のもつ相互扶助の精神と民主化原則が、単なる私企業意識とは異なるものを社会に提起しながらもなお、企業環境をめぐる資本制生産の利潤原則から無関係に存在することができないところに、資本主義社会における協同組合の一つの限界を知る。そして「第十一章 資本自由化と日本の企業」では、七〇年代資本自由化のわが国経済に及ぼす影響と、ひいては日・米資本の対立と共存関係、そして日本の企業の世界企業への道を追究する。しかし、自由化本番後の国内産業の再編成問題、相次ぐ高度成長政策に端を発し、企業の社会的責任とも目される公害問題について解決への一つの手がかりを示す。

思えば、著者が経営学を志して以来、十八年を経過しているが、その間にたえず、厳しい教えと温かい励ましを与えられた恩師九州大学名誉教授経済学博士馬場克三先生の厚意なくしては、本書の上梓はありえなかったで

あろう。

本書の成るにあたって改めて、学恩の深さを知り、青年のような情熱を傾けて学問研究を続けておられる恩師の御健康を心からお祈りして止まない次第である。

もとより、本書は著者の企業論研究の一道標であるにすぎず、それ故に今後の不断の研究によって内容を一層、深めなければならない責任を感じているが、ここに拙いながらも、企業形態に関する一応の成果を取りまとめて公にし、学界諸賢の厳しい批判を仰ぐことによって、他日の充実をはかりたいと願うものである。

なお、本書の出版について快くお引受け頂いた千倉書房社長千倉悦子氏および同社の副社長高山雄一、千倉孝氏、編集部長秋本景介氏に対して改めて、深い感謝の意を表するものである。

一九七一年五月五日

小倉にて

山本政一

目次

序

第一章 序 論	一
---------	---

第二章 企業資本の發展過程	三
---------------	---

第一節 資本の結合形態	三
-------------	---

I コンメンダとソキエタス	五
---------------	---

II 合 名 会 社	六
------------	---

III 合 資 会 社	七
-------------	---

IV 有 限 会 社	七
------------	---

第二節 株式会社形態	九
------------	---

第三節 擬制資本	一四
----------	----

第四節 創業者利得	一六
-----------	----

第三章 株式と社債	二
-----------	---

第四章 所有と経営の分離	三五
--------------	----

第一節 所有と経営の分離現象	三五
----------------	----

第二節 経営者支配	三七
-----------	----

第三節 経営者革命論	四六
------------	----

第五章 企業集中	五九
----------	----

第一節 企業の集中化	五九
------------	----

第二節 カルテル	六一
----------	----

第三節 トラスト	六七
----------	----

第四節 コンツェルン	七〇
------------	----

I 産業コンツェルン	七一
------------	----

II 金融コンツェルン	七一
-------------	----

III 総合コンツェルン	七二
--------------	----

IV 持株会社	七三
---------	----

第五節 独占の対策	七
-----------	---

第六章 企業集団	八
----------	---

第一節 戦後日本の企業集団	八
---------------	---

第二節 コンビナート	九
------------	---

第三節 コングロマリット	九
--------------	---

第四節 合併会社	一〇
----------	----

第七章 中小企業	一〇
----------	----

第一節 わが国中小企業の特質	一〇
----------------	----

第二節 中小企業基本法の背景とその意味するもの	一〇
-------------------------	----

第三節 中小企業と労務管理	一一
---------------	----

Ⅰ 労務管理の形成過程	一一
-------------	----

Ⅱ 近代的労務管理の展開	一二
--------------	----

Ⅲ 中小企業労務管理の近代化	一三
----------------	----

第四節 中小企業の近代化をめぐりて	一四
-------------------	----

第八章 公 企 業 一四九

第一節 公企業の概念規定 一四九

第二節 公企業の形態 一五六

第三節 公 共 企 業 体 一六四

第四節 公共企業体の管理組織 一六九

第五節 公企業の独立採算制 一七三

第六節 公企業の料金 一八一

第七節 公企業の労使関係 一八五

第九章 地方公営企業 一九三

第十章 協 同 組 合 一九九

第一節 協同組合の成立 一九九

第二節 協同組合の種類 二〇三

I 生産者協同組合 二〇三

II 消費組合	104
III 信用組合	107
第三節 わが国の協同組合	107

I 農業協同組合	109
II 消費生活協同組合	113
III 中小企業等協同組合	115
IV 協業組合	118
第四節 協同組合の限界	121

第十一章 資本自由化と日本の企業

第一節 資本自由化の意味と日本経済	125
第二節 大型合併の意味	130
第三節 新全国総合開発計画と新経済社会発展計画の意味	135

付 録

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	147
不正な取引方法	177

目次

六

不正競争防止法

三六

事項・人名索引

一八

第一章 序 論

およそ、企業形態はこれを「資本の結合様式」として理解することができるが、しかるに、従来までの企業形態論の多くは（ことに戦前のそれ）、しばしば企業の形態にのみ注目して、いわゆる法律形態（とりわけ、商法上の）中心の研究であつた。^{（1）}もとより、企業形態に関する法律形態的研究をここで軽視することは慎まねばならないが、われわれが企業形態をして、「資本の結合様式」としてとらえるかぎり、問題は、単に企業の形態という外面的考察の領域を脱してさらに、企業の内面的・本質的内容の問題にまで掘下げて検討する必要がある、そこには法律形態の研究にも増して経済形態のないし経営経済学的研究を加えることによって、企業における資本の結合の展開過程を明らかにしなければならない必要性がある。われわれは、企業資本の結合の発展段階における集中・支配の展開過程、形態そして内容を鋭く分析することによって、企業の形態からすすんで、さらに企業の本質ないし企業資本の本質を究明することができると考えるものである。

しかし、今日の高度に発達した資本主義の段階では、われわれの研究においても、従来のごとき、単なる企業の外面的・形式的形態の研究ないし制度的・一般的形態研究に終ることなく、いつてみれば、資本の変貌過程ないし発展過程と関連せしめ、さらに歩をすすめて、企業の内面的本質論の研究にまで高めることによって、ひいては、独占期における企業の集中・支配形態のもつ意味をヨリ明確にとらえなければならないものと考えられる。

けだし、資本主義社会では労・資の対立の必然性をその根底にもつものであり、したがって、われわれの個別資本運動の方向を決定づけるものは、すなわち、労働と資本の対立関係であるといえる。しかして、株式会社の発生においてすでにそうであるが、そこには、「企業社会化」の問題が生じており、企業社会化形態としての株式会社の発展は、ますます「所有の社会化」をもたらしことになり、「所有の社会化」はやがて、「支配の社会化」を著しくするに至るであろうことは否定できないところである。しかも、資本主義の発展過程において、私企業形態たる株式会社のほかにさらに、国有化企業ないし公企業なるものが企業社会化の発展形態として展開をみせており、いわば、「個別資本の矛盾の疎外されたるもの」として、個別資本運動の中に含まれる矛盾を契機として生じている事態を注目しておかなければならない。

われわれは以上のような問題意識を背景としながら、以下において、資本の結合過程をめぐりながら、企業形態の発展過程を分析し、企業資本結合の発展段階における集中・支配の形態・内容を深く掘下げ、ひいては、現代企業の本質を究明したいと考えるものである。

(1) 馬場克三教授は、「企業形態を資本の結合様式というふうに理解すれば、経営形態は労働の結合様式ということができる。その労働の結合は分業による協業という形式をとる」(馬場克三、『経営経済学』、税務経理協会、昭和四一年一〇月、三三頁)、と明確に規定しておられる。